主 文

本件各上告をいずれも棄却する。

理 由

弁護人中村三次,同山崎利男,同西徹夫の上告趣意のうち,判例違反をいう点は,所論引用の判例は本件と事案を異にして適切でなく,その余は,憲法違反をいう点を含め,実質は事実誤認,単なる法令違反の主張であり,検察官の職務を行う弁護士A,同Bの上告趣意は,憲法違反をいう点を含め,実質は量刑不当の主張であって,いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお,検察官の職務を行う弁護士の所論にかんがみ,記録を精査したが,被告人を懲役3年に処し5年間その刑の執行を猶予した原判決の量刑が,甚だしく不当であるとまでは認められない。

よって,刑訴法414条,386条1項3号により,裁判官全員一致の意見で, 主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 濱田邦夫 裁判官 金谷利廣 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田宙靖)